

万博記念公園駅前周辺地区活性化事業者公募に係る質問に対する回答の変更（令和2年4月3日）

No.	質 問			11月15日回答（2回目）	回答の変更
	頁	項 目	内 容（原則、原文のまま掲載）		
6	2	1 公募の概要 2 (1) 公募の内容 ④開業時期	「2025年大阪・関西万博までの開業を目指し」とありますが、アリーナを含む周辺施設について、当該期日までの開業を目指すものの、仮に当該期日までの開業が間に合わないことを前提とする提案でも失格事由には該当しないとの認識でよろしいでしょうか？	失格事由には該当しませんが、アリーナや、ホテル等の主要な周辺施設については、2025年大阪・関西万博までの開業を目指す提案をしてください。	そのとおりです。応募にあたっては、本公募において提示した条件に基づき、現時点で、応募者として可能と考える最短の開業時期を提案していただいてかまいません。
7	2	1 公募の概要 2 (1) 公募の内容 ④開業時期	「2025年大阪・関西万博までの開業を目指し」とありますが、アリーナを含む周辺施設について、仮に当該期日までの開業に間に合わない場合でもペナルティは無いとの認識でよろしいでしょうか？	現時点において、ペナルティは想定していませんが、本要項において定めのない事項、明確でない事項等については、事業予定者の決定後、別途協議します（公募要項P.21「11」参照）。	そのとおりです。
8	2	1 公募の概要 2 (1) 公募の内容 ④開業時期	「アリーナや、ホテル等の主要な周辺施設については、2025年大阪・関西万博までの開業を目指し」とありますが、周辺施設の定義や開業時期は応募者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	アリーナや、ホテル等の主要な周辺施設の開業時期については、2025年大阪・関西万博までの開業を目指す提案をしてください。周辺施設の定義については、そのとおりです。ただし、事業計画をより良いものとするため、大阪府日本万国博覧会記念公園活性化事業者選定委員会が提案内容の一部修正などの助言、指導その他意見を付すことがあります。また、各種行政協議等において、事業計画の一部変更を求められることがあります（公募要項P.19「9（4）」参照）。	そのとおりです。応募にあたっては、本公募において提示した条件に基づき、現時点で、応募者として可能と考える最短の開業時期を提案していただいてかまいません。なお、事業計画をより良いものとするため、大阪府日本万国博覧会記念公園活性化事業者選定委員会が提案内容の一部修正などの助言、指導その他意見を付すことがあります。また、各種行政協議等において、事業計画の一部変更を求められることがあります（公募要項P.19「9（4）」参照）。